Atradius
Managing risk, enabling trade

アトラディウス信用保険会社日本支店の現状

2026

（令和8年3月末）

アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス日本支店

本誌は、保険業法第199条において準用する同法第111条に基づいて作成した日本における事業活動を示すための、日本の会計年度である令和8年3月31日時点のディスクロージャー資料です。

目　　次

Ⅰ．会社の概況及び組織

1. 経営理念 2
2. 経営方針 2
3. 会社の沿革 3
4. 経営の組織 4

Ⅱ．会社の主要な業務の内容

1. 取扱い商品 5
2. 取引信用保険ご契約者へのサービス 5
3. 損害保険のしくみ 6
4. 約款 6
5. 保険料 6
6. 保険金の支払 7
7. 保険募集 7

Ⅲ．会社の主要な業務に関する事項

1. 令和７年度の事業の概況 9
2. 主要な経営指標等の推移（直近の5事業年度の推移） 9
3. 主な業務の状況を示す指標 10
   (1) 主な業務状況を示す指標 10
   (2) 保険契約に関する指標 11
   (3) 経理に関する指標 12
   (4) 資産運用に関する指標 14
   (5) 特別勘定に関する指標 16
4. 責任準備金残高の内訳 17
5. 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況 17
6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表 17

Ⅳ．会社の運営に関する事項

1. リスク管理の体制 18
2. 法令遵守（コンプライアンス）の体制 18
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性 19
4. 内部監査体制 19
5. コーポレート･ガバナンス体制 19
6. CSR（Corporate Social Responsibility－企業の社会的責任） 19
7. 個人情報保護への取り組み 20
8. 取引先の適正評価と取引時確認への取組み 21
9. 反社会的勢力の排除への対策 21
10. 利益相反管理に関する方針 21
11. 紛争解決のための機関のご紹介 21

Ⅴ．財産の状況（直近２事業年度）

1. 財務諸表
   (1) 貸借対照表 22
   (2) 損益計算書 23
   (3) キャッシュ・フロー計算書 25
   (4) 利益（損失）処理に関する書面 26
   (5) 株主資本等変動計算書 26
2. 保険業法に基づく債権 26
3. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 26
4. 単体ソルベンシー・マージン比率(保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況) 27
5. 時価情報等 38
6. 本社の情報（追加参考情報） 39
   連結貸借対照表 39
   連結損益計算書 40

はじめに

アトラディウス信用保険会社は１９２５年にオランダ・アムステルダム市に誕生した長い歴史を持つ信用保険専門会社です。本社は現在、スペイン・マドリードにありますが、オランダ（アムステルダム市）、イギリス（カーディフ市）およびドイツ（ケルン市）等にも本社機能を置き、社員の国籍も多数にわたるグローバル企業です。

日本においては、多種目の保険を販売する総合的な損害保険会社が一般的ですが、欧米では、単種目の保険を販売する専門保険会社も多く存在しています。特に、莫大なデータと長年のノウハウの蓄積を必要とする信用保険においては、専門の保険会社がマーケットの中心となっているのが現状です。

当社は信用リスクのスペシャリストとして、ヨーロッパ、北米を中心に長年の経験と実績によりお客様の信頼とご愛顧をいただいてきましたが、日本におきましても、2004年12月に外国損害保険業の免許を取得し、営業を開始いたしました。

その後、2016年12月、グループの組織変更に伴いまして、日本における保険契約を包括的に、スペイン・マドリード市を本社とするアトラディウス・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス日本支店に移転し、引き続き信用保険専門会社として営業を行っております。

当社の強みである全世界の企業信用データを駆使し、お客様の信用リスクマネージメントのお役に立てるよう全力を尽くす所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

本ディスクロージャー誌に掲載の財務諸表は、本職として適正であることを確認します。又、本社に報告した決算にかかわる内部監査の有効性は本社において確認されております。

アトラディウス信用保険会社

日本における代表者　枝村 真義

Ⅰ. 会社の概況及び組織

日本支店として独自に定めた「日本支店経営の基本」において、日本においてめざすべき全体像として、「経営理念」、「経営方針」を次のとおりに定めています。これらはアトラディウス・グループ世界共通の企業理念に沿ったものです。

1. 経営理念

「日本における損害保険事業を取り巻く環境と当社についての認識」と、アトラディウス本社がマネジメントに求める構想を踏まえ、支店の経営理念を次のように定めました。

（1）ミッション

組織の使命・任務であるミッションを、**「お客様の与信管理の強化とその事業の発展に寄与すること」**とし、これを端的に表現する**ミッション・スローガン**を**「“managing risk, enabling trade”- - リスクを管理し、商取引を可能に」**としました。
アトラディウスはお客様の商取引のリスク管理に参画することにより、お客様の成功に寄与すること、お客様が安心して商取引を一層活発にし、更なる発展を遂げ得ることに資するよう努めます。

（2）ビジョン

ミッションに向かい支店が目標とするビジョンを、**「日本における取引信用保険のリーダー」**としました。これは必ずしも規模においてリーダーとなることを意味するものではありません。お客様にとって継続的かつ持続可能なパートナーとなり、質と内容において最良の顧客サービスを提供することをめざします。

（3）バリュー

ビジョンを達成するために大切にすべき価値観であるバリューを、支店経営における信条として共有します。即ち、**A**mbitious **T**eamwork（チームワークによる積極貢献）、**R**eliable **A**ccountability（信頼される管理）、**D**rive **I**mprovement（創造力の発揮）、**U**nrivalled **S**ervice（比類なきサービス）です。（これらの頭文字を繋げると社名の**ATRADIUS**になります）

2. 経営方針

大切にすべき価値観（バリュー）を共有し、日常業務において設定された使命・任務（ミッション）を全うするため、あるべき姿としての目標（ビジョン）を総合して前述のように経営理念としました。これに、さらに深く「リスク管理」（後述）を認識した行動を加えて、この「経営理念」を日常めざすべき取組みにおいてより具体化し、以下のように「経営方針」としました。

・お客様の信頼を礎にします――――― 健全かつ公正で、お客様本位の透明性の高い経営を行い、お客様の信頼を維持し向上に努め、永続的な発展・成長を図れる会社であることをめざします。

・不断の研鑽に努めます――――――― お客様の事業経営により安心を提供し、事業発展に寄与できるよう、商品の品質向上や業務内容の改善について、不断に研鑽を重ねます。

・法令を遵守します――――――――― 損害保険の公共的使命と社会的責任を認識し、法令や社内ルールを遵守し、社会的規範にもとることのない会社をめざします。

3. 会社の沿革

当社は、1925年に信用保険専門の損害保険会社として、オランダ・アムステルダムに設立され、以来オランダを中心にヨーロッパの各国で営業を展開してきました。お客様が取引先に対して有する債権の保全というマーケットニーズに応えるため、数々の商品開発を行ない、多くの皆様の信頼を得ることが出来ました。

アトラディウスグループの沿革

1925年	NCM信用保険会社　オランダ・アムステルダム市に設立
1932年	オランダ政府と非常危険に関する提携を開始
1991年	英国政府ECGD（輸出信用保険機構）の短期部門の民営化に伴い買収
1992年	スベンスカ保険会社（スウェーデン）傘下の信用保険会社を買収
1993年	ベルギー・ノルウェーに支店を開設
1995年	デンマークの国営EKR（輸出信用保険機構）を買収
1996年	米国に進出
1998年	ドイツ・フランス・イタリアに支店開設 NCM本社と東京海上本社が業務提携
1999年	スペインに支店開設
2000年	イタリアのSIC保証会社を買収
2002年	ゲーリング信用保険会社と合併、商号をゲーリングNCM信用保険株式会社と改める
2003年	株主再編成、ゲーリンググループから正式に離脱、スペインのクレディト・イ・コーション社が資本参加 オーストラリアの国営輸出信用機関EFICの短期部門の民営化に伴い買収
2004年	アトラディウスに社名変更
2008年	クレディト・イ・コーション社と合併
2016年	アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロスを設立

日本においては1998年にアムステルダム本社と日本の東京海上火災保険株式会社（現：東京海上日動火災保険株式会社）との間で業務提携を行ない、その後の様々な情報交換や本社間の再保険取引を通じて連携を深め、日本におけるお客様へのニーズに応えるべく基盤の整備を図ってまいりました。

2004年8月にアトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ日本支店を開設し、2004年12月20日外国損害保険業の事業免許を取得したのち、2004年12月24日より日本において取引信用保険の営業を開始致しました。

グループ内の組織再編に伴い、2016年9月、アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロスとしての事業免許を取得したのち、2016年12月30日に、同社としての営業を開始しました。

日本におけるアトラディウス信用保険会社の沿革

2004年08月	アトラディウス信用保険会社日本支店開設
2004年12月	外国損害保険業の事業免許を取得 取引信用保険の営業を開始
2016年12月	新会社の営業を開始

4. 経営の組織

○ 日本における店舗所在地

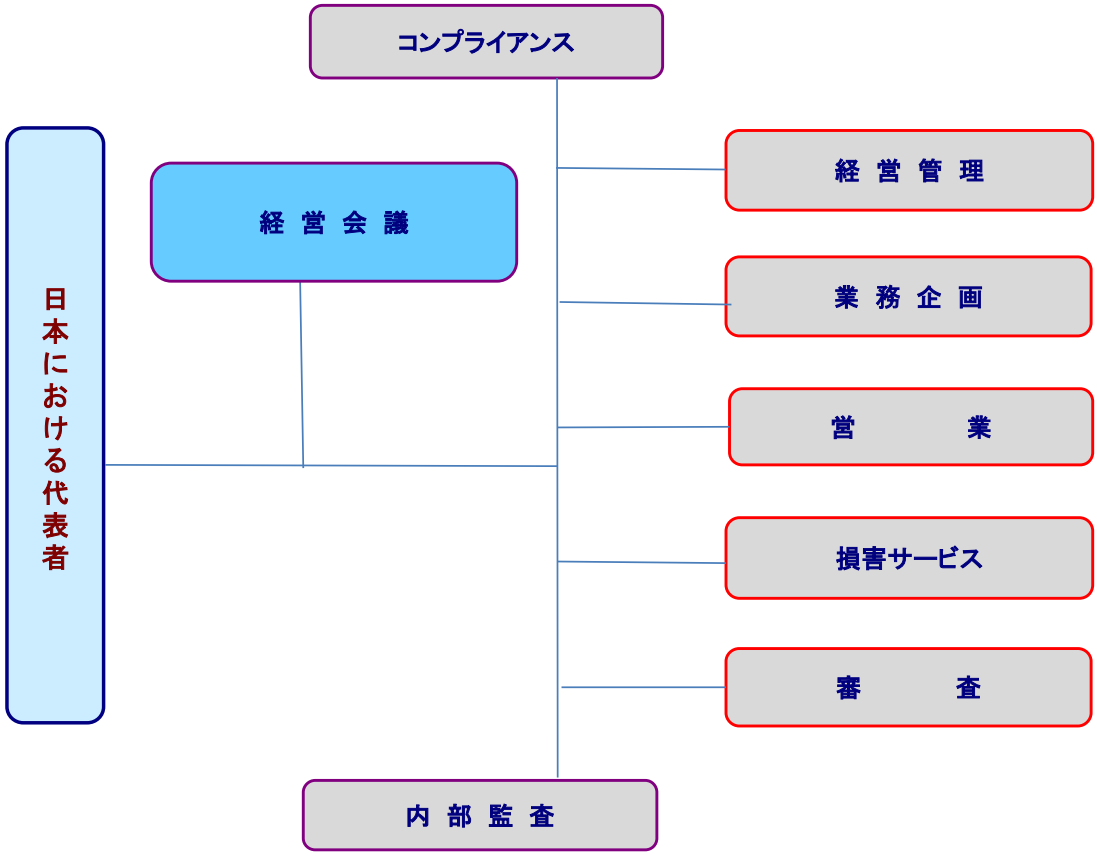
日本支店　〒105-6030　東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー30階

TEL (03) 6733-8240

○ 日本における代表者

氏　名	略　　暦	
枝 村 真 義	2012年11月	当社営業部長
	2018年04月	当社日本支店 副支店長兼営業部長
	2020年01月	当社日本における代表者に就任

○ 日本における業務の組織図



Ⅱ. 会社の主要な業務の内容

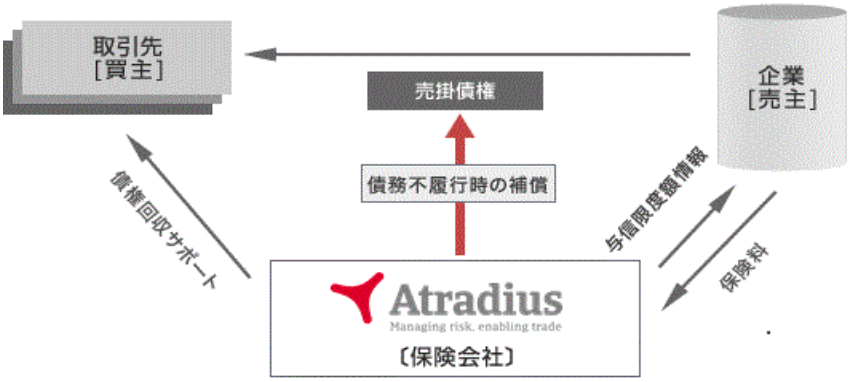
1. 取扱い商品

当社は、直扱及び当社代理店を通じて取引信用保険の販売・引受を行っております。

「取引信用保険」とは

企業間取引では、売主が先に商品やサービスを提供し、一定期間後に買主が代金を弁済する形が一般的であり、売主は常に代金回収ができなくなるリスクを負っていることになります。買主の資金繰りの問題の他、買主の属する国における外貨不足、送金制限、戦争や自然災害等も、代金未回収の原因となりえます。

取引信用保険とは、取引先（買主）の法的倒産や財務的理由による支払遅延、あるいは所定の「非常危険」による支払遅延によって、お客様（売主）が損害を被った場合、取引先(買主)ごとに個別設定される与信限度額と保険条件に従い、保険金をお支払いする商品です。



取引信用保険の主な機能	
損 害 防 止	保険会社の与信限度額情報を活用した与信管理体制の強化
債 権 回 収	煩雑な回収業務に対する保険会社のサポート
補　　償	取引先の倒産・債務不履行時の損失に対する保険金のお支払い

2. 取引信用保険ご契約者へのサービス

保険契約者様がお取引先の債務不履行リスクを気にすることなく安心して商取引を行えるよう、ヨーロッパで長年培ってきた取引信用保険のノウハウを活用しお客様のビジネスをサポートいたします。

●国内商取引のみならず海外への輸出取引の際の信用リスクも、全世界の企業信用データを基にそれぞれの地域の専門家がお取引先の信用リスクを審査いたします。
また、お取引先に対する継続的な与信審査により変動する信用リスクに対応いたします。

●インターネットオンラインシステム（Atradius Atrium：アトラディウスアトリウム)により迅速な与信限度額申請が可能であり、お客様のビジネスをスピーディーにサポートいたします。

●万一の貸倒れ事故発生時の際には、早急な補償およびその回収をサポートしお客様の損害の軽減に努めます。

3. 損害保険のしくみ

(1) 損害保険制度について

損害保険とは、同一の危険にさらされている多数の保険契約者が、統計的基礎（大数の法則）によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことにより、万一事故による経済的損失を被った場合に、保険契約の約定内容と損害の程度に応じて保険金を受け取れることができるようにするしくみです。このように損害保険は、「大数の法則」に基づき相互にリスクを分散することにより経済的補償が得られ、個人の生活や企業経営の安定に寄与しています。

(2) 保険契約の性格について

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がこれに対しその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。したがって、損害保険契約は、双務･有償契約で当事者の口頭による合意のみで有効に成立する諾成契約という性格を有しています。
しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上は一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容に基づき保険証券または保険引受証を作成し保険契約者に交付しています。

(3) 再保険契約について

再保険とは、保険会社が引き受けた保険契約に様々なリスクが混在するために、一保険会社で負担することができない場合、保険金の支払責任の遂行および事業の安定を図るために、国内や海外の他の保険会社にリスクの一定部分を引き受けてもらうことにより、リスクの分散化および平均化を図る保険会社間の契約です。

4. 約款

(1) 約款の位置づけ

損害保険の内容や契約の約束ごとは保険約款･または保険契約書に記載されています。
保険契約申込書に記載された内容は、保険契約の具体的内容として保険契約者・保険会社の双方を拘束するものです。

(2) 契約時の留意事項

保険の契約に際しては、当社の社員または代理店から約款または保険契約書の内容につき十分な説明を受け、保険契約申込書の記載内容をよく確認した上でご契約いただくことが大切です。

5. 保険料

(1) 保険料の支払･返還

損害保険の保険料は、保険契約締結と同時に領収することが原則となっています。
保険期間中に契約内容の変更等が生じた場合には、保険料の追徴または返還を行なうことがあります。

(2) 保険料率

保険料率は、保険金支払い部分に充当する「純保険料率」と保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料などの経費に適正利潤を加えた「付加保険料率」の合算によって決められます。この保険料率を「営業保険料率」といい、この「営業保険料率」に基づいて保険料は算出されています。

6. 保険金の支払

当社が引受けた保険契約について保険事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでのフローは以下のようになっています。

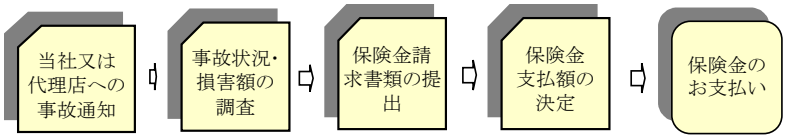
1. 保険会社・代理店への事故通知
万一事故が発生しましたら、直ちに当社または当社代理店まで事故の概要をご通知下さい。

2. 事故状況・損害額の調査
保険事故の内容および損害の程度に応じて、損害調査に必要な資料の提出をお願いします。

3. 保険金請求書類の提出
保険金の支払に必要な請求書類等を提出していただきます。

4. 保険金支払額の決定
損害額把握のための書類の審査を経て、支払保険金が決定されます。

5. 保険金のお支払
保険金のお支払いは、当社よりご指定の銀行口座へお振込いたします。



7. 保険募集

(1) 契約締結のしくみ

損害保険の募集には、当社の社員によって直接行われる場合と当社の委託を受けた代理店を通して行われる場合があります。
損害保険代理店は、損害保険会社の委託を受けて、保険契約者との間で保険会社の代理人として保険契約の締結にあたります。保険契約をお申し込みになる際には、損害保険代理店が、保険商品の内容を十分説明いたしますので、保険契約申込書に必要事項が記入されていることを確認いただくようお願いします。保険契約者から保険料を領収した後、当社所定の保険料領収証を発行します。これで契約手続きは完了し、契約が成立した後に保険証券を送付させて頂きます。

契約の撤回、解除について[クーリングオフ制度]

保険期間が１年を超える長期契約の場合、クーリングオフに関する書面が交付された日または保険契約の申込日のいずれか遅い日から８日以内であれば、契約の撤回または解除できる制度です。**ただし、法人等が契約した場合の事業のための契約などは対象外**となっております。

(2) 代理店の役割と業務内容

代理店は保険会社との間で「損害保険代理店委託契約書」を締結し、保険会社に代わりお客様との間で保険契約の締結、保険料の領収、保険内容の変更等の受付をすることを基本業務としています。また万一の事故の際には、円滑に保険金の支払が行なわれるように保険金請求の手続きを援助するなどのサービスも業務としています。このように代理店は損害保険の普及に重要な役割を担っているとともに、個人の経済生活、企業の経済活動の安定などに大きく貢献しています。
代理店の保険募集の実態や内部事務管理の状況等を把握し、必要に応じて指導・検証すべく、当社としても、臨店もしくは書面による代理店監査を行っています。

保険会社から委託される業務の例

- ☆ 保険契約の締結
- ☆ 保険契約の変更・解約等の申し出の受付(ただし、クーリングオフの申し出は除く)
- ☆ 保険料の領収または返還
- ☆ 保険証券の交付ならびに保険料領収証の発行・交付
- ☆ 契約者からの事故の受付および保険会社への通知

(3) 代理店登録

損害保険代理店は保険業法第276条に基づき主務官庁へ登録することが義務付けられており、この登録を行なってはじめて損害保険代理店として保険契約の募集を行なうことが可能となります。なお登録事項に変更が発生したとき、代理店業務を廃止するときには届出を行う必要があり、さらに代理店の役職員として募集に従事する人間についても届出が必要です。

(4) 代理店数

当社の代理店数は令和８年３月31日現在、28店です。

(5) 勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客様からの信頼と期待に応えるため、保険商品を販売する場合の勧誘方針を次のとおりに定め、お知らせいたします。

1. 保険商品の販売にあたって

(1) 保険商品の販売等にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他関係法令等を遵守し、適正な販売に努めます。

(2) お客様に商品の内容を正しくかつ十分にご理解頂けるように、わかりやすい説明を行うよう努めます。

(3) お客様の商品に関する知識、購入経験、購入目的等を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った商品の提供に努めます。

(4) お客様に関する情報については適正に取扱い、プライバシー保護の観点から厳正かつ万全な管理に努めます。

2. 各種の対応にあたって

(1) 保険事故が発生した場合には、迅速・丁寧な対応と、公正・適切な支払いに努めます。

(2) お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。

(3) お客様からご意見・ご要望の収集に努め、その後の販売活動に生かすよう努めます。

Ⅲ. 会社の主要な業務に関する事項

1. 令和7年度の事業の概況

令和7年度の元受正味保険料は1,438百万円で、前期の1,295百万円に比べ143百万円の増収を計上、受再正味保険料においては147百万円と前期の287百万円に比べ140百万円減収したものの、収入保険料全体としては対前期比0.18%増の1,585百万円となりました。また、正味保険料は前期に比べ10百万円減収し968百万円を計上しました。

発生保険金は、前期に計上した大口事故のキャンセルによる支払備金戻入額49百万円を含めた130百万円を計上（前期は246百万円）、既経過保険料に対する出再控除後の損害率は13.4%で前年同期と比べて改善しており、引き続き健全な数値を示しました。また、出再控除後の事業費率は45.8%で前期の40.9%に比べてわずかに上昇しましたがほぼ同水準を維持しております。

以上の結果、経常利益は367百万円となり、法人税及び法人住民税額111百万円および法人税等調整額△24百万円を計上し、当期純利益は280百万円となりました。

2. 主要な経営指標等の推移（直近の5事業年度の推移）

（単位：百万円、%）

項　　目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	678	810	939	979	1,020
経常利益（損失）	320	314	309	303	367
当期純利益（純損失）	229	224	221	207	280
持込み資本金/供託金	210	210	210	210	210
純 資 産 額	1,241	1,466	1,538	1,745	1,825
総 資 産 額	2,153	2,495	2,712	3,088	3,163
責任準備金残高	500	503	599	629	657
貸付金残高	―	―	―	―	―
有価証券残高	―	―	―	―	―
単体ソルベンシーマージン比率（%）	―	―	―	―	172.5
従 業 員 数 （人）	11	12	12	10	13
正味収入保険料	675	804	939	978	1,017

（注）1. 当社は積立型保険の取扱をしておりませんので元受正味保険料および正味収入保険料には積立保険料を含んでおりません。
2. 配当性向に関しまして該当事項がありませんので記載しておりません。
3. 信託業務は行っておりません。
4. 単体ソルベンシーマージン比率は、令和7年度より計算方法が変更になっておりますので、令和6年度以前の数値は記載を致しません。

（業績データの表示について）

- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。
- 比率（構成比、利回り等）は記載単位未満を四捨五入して表示しています。
- 金額・比率の「－」は該当がないことを、「0」は数値が単位未満であることを示しています。
- 数値の先頭部分に△がある場合は、その数値がマイナスであることを表しています。
- 比率がマイナスの場合は先頭部分に△ではなく「－」で表示しています。

3. 主な業務状況を示す指標

(1) 主な業務状況を示す指標

正味収入保険料　（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	939	978	1,017

(注) 正味収入保険料 ＝ 元受正味保険料 ＋受再正味保険料 － 支払再保険料

元受正味保険料　（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	1,270	1,295	1,438

(注) 元受正味保険料 ＝ 元受保険料 －（元受解約返戻金 ＋ 元受その他返戻金）

受再正味保険料　（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	269	287	147

受再正味保険料 ＝ 受再保険料 －（受再解約返戻金 ＋ 受再その他返戻金）

支払再保険料　（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	601	605	617

(注) 支払再保険料 ＝ 再保険料 －（再保険返戻金 ＋ その他再保険収入）

解約返戻金　（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	－	－	－

(注) 解約返戻金 ＝ 元受解約返戻金 ＋ 受再解約返戻金

保険引受利益　（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	309	302	365

(注) 保険引受利益 ＝ 保険引受収益 - 保険引受費用 - 営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額

正味支払保険金　（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	58	61	157

(注) 正味支払保険金 ＝ 支払保険金(元受および受再)－ 回収再保険金

元受正味保険金　（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	93	96	242

(注) 元受正味保険金 ＝ 元受保険金 － 元受保険金戻入

受再正味保険金　（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	0	0	0

(注) 受再正味保険金 ＝ 受再保険金 － 受再保険金戻入

回収再保険金　（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	34	34	84

(注) 回収再保険金 ＝ 出再保険金 － 出再保険金割戻

(2) 保険契約に関する指標

契約者配当金

該当事項はありません

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

（単位：%）

保険種目	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
信用保険	8.5	39.8	48.3	8.5	40.9	49.4	18.5	45.8	64.3

(注)1. 正味損害率 ＝（正味支払保険金 ＋ 損害調査費）÷（正味収入保険料）
2. 正味事業費率 ＝（諸手数料及び集金費 ＋ 保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷（正味収入保険料）
3. 合算率 ＝ 正味損害率 ＋ 正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

（単位：%）

保険種目	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	損害率	事業費率	合算率	損害率	事業費率	合算率	損害率	事業費率	合算率
信用保険	14.9	43.9	58.8	21.8	41.7	63.5	11.8	45.5	57.3

(注)1. 発生損害率 ＝（出再控除前の発生損害額 ＋ 損害調査費）÷（出再控除前の既経過保険料）
2. 事業費率 ＝（諸手数料及び集金費 ＋ 保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷（出再控除前の既経過保険料）
3. 合算率 ＝ 発生損害率 ＋ 事業費率
4. 出再控除前の発生損害額 ＝ 支払保険金 ＋ 出再控除前の支払備金積増額
5. 出再控除前の既経過保険料 ＝ 収入保険料 － 出再控除前の未経過保険料積増額

国内契約･海外契約別の収入保険料の割合

区　分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	－	－	－

（注）上表は、収入保険料について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

出再を行なった再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社 出再先に集中している割合
令和５年度	13社	58.4%
令和６年度	13社	59.3%
令和７年度	13社	57.3%

（注）　出再先保険会社の数は、特約再保険を1000万円以上出再している再保険者を対象にしています。

出再保険料の格付けごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他(格付なし･ 不明･BB以下)	合　計
令和５年度	100.0%	－	－	100.0%
令和６年度	100.0%	－	－	100.0%
令和７年度	100.0%	－	－	100.0%

（注）　特約再保険を1000万円以上出再している再保険者を対象にしています。
格付け区分は、スタンダード･アンド･プアーズ社の各付けを使用ています。

未収再保険金の推移

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1　年度開始時の未収再保険金	202	228	296
2　当該年度に回収できる事由が発生した額	60	102	57
3　当該年度回収等	34	34	84
4　1＋2－3＝年度末の未収再保険金	228	296	269

(3) 経理に関する指標

支払備金

（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	385	548	499

責任準備金

（単位：百万円）

保険種目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信 用 保 険	599	629	657

責任準備金積立水準

該当事項はありません

（注）当社は、保険業法第3条第5項1号に掲げる保険である信用保険のみを取扱っております。

引当金

（単位：百万円）

格 付 区 分	令和6年度 期末残高	令和7年度 増加額	令和7年度 減少額	令和7年度 期末残高
貸 倒 引 当 金 計	―	―	―	―
一般貸倒引当金	―	―	―	―
個別貸倒引当金	―	―	―	―
特定海外債権引当勘定	―	―	―	―
退 職 給 与 引 当 金	18	1	―	19
価 格 変 動 準 備 金	―	―	―	―

貸付金償却

該当事項はありません

利益準備金および任意積立金

該当事項はありません

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率上昇のシナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	・増加する発生損害額＝既経過保険料 X 1% ・増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ・増加する異常危険準備金取崩額 ＝ 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決済時取崩額 ・経常利益の減少額 ＝ 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常利益の減少額	令和6年度	9百万円(注)増加する異常危険準備金取崩額 0百万円
	令和7年度	9百万円(注)増加する異常危険準備金取崩額 0百万円

(注)当社は、保険業法第3条第5項1号に掲げる保険である信用保険のみを取扱っております。

事業費（含む損害調査費）

(単位:百万円)

区　分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	134	137	161
物件費	268	277	334
税金	5	5	5
拠出金	－	－	－
負担金	－	0	0
諸手数料及び集金費	△13	0	△35
計	**395**	**421**	**465**

(4) 資産運用に関する指標

資産運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払に備えるために、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、保険業法・保険業法施行規則等の法令に則り、収益性の向上を図るように努めております。

運用資産の概況

（単位：百万円、％）

区　分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比
預　貯　金	949	35.0	1,185	38.4	1,201	38.0
コールローン	―	―	―	―	―	―
買入金銭債権	―	―	―	―	―	―
金銭の信託	―	―	―	―	―	―
有価証券	―	―	―	―	―	―
貸付金	―	―	―	―	―	―
土地・建物	―	―	―	―	―	―
運用資産計	949	35.0	1,185	38.4	1,201	38.0
総資産	2,712	100.0	3,088	100.0	3,163	100.0

利息配当金収入の額と運用利回り

（単位：百万円、％）

区　分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	金　額	利回り	金　額	利回り	金　額	利回り
預　貯　金	0	0.00	0	0.00	0	0.19
コールローン	―	―	―	―	―	―
買入金銭債権	―	―	―	―	―	―
金銭の信託	―	―	―	―	―	―
有価証券	―	―	―	―	―	―
貸付金	―	―	―	―	―	―
土地・建物	―	―	―	―	―	―
運用資産計	0	0.00	0	0.00	0	0.00
その他	―	―	―	―	―	―
合　計	0	0.00	0	0.00	0	0.00

海外投融資残高および構成比・海外投融資利回り

（単位：百万円、％）

		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比
外貨建	外国公社債	―	―	―	―	―	―
	外国株式	―	―	―	―	―	―
	その他	―	―	―	―	―	―
	外貨建資産計	―	―	―	―	―	―
円貨建	非居住者貸付	―	―	―	―	―	―
	外国公社債	―	―	―	―	―	―
	その他	―	―	―	―	―	―
	円貨建資産計	―	―	―	―	―	―
合　計		―	―	―	―	―	―
海外投融資利回り（運用資産利回り）		―		―		―	

商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません

保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

（単位：百万円、％）

区　分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比
国　　債	―	―	―	―	―	―
外　国　証　券	―	―	―	―	―	―
そ　の　他　証　券	―	―	―	―	―	―
合　　計	―	―	―	―	―	―

利息配当金収入の額と運用利回り

（単位：百万円、％）

区　分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	金　額	利回り	金　額	利回り	金　額	利回り
国　　債	―	―	―	―	―	―
外　国　証　券	―	―	―	―	―	―
そ　の　他　証　券	―	―	―	―	―	―
合　　計	―	―	―	―	―	―

有価証券残存期間別残高(令和6年度)

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定めがないもの	合　計
国　　債	―	―	―	―	―	―
外　国　証　券	―	―	―	―	―	―
そ　の　他　証　券	―	―	―	―	―	―
合　　計	―	―	―	―	―	―

有価証券残存期間別残高(令和7年度)

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定めがないもの	合　計
国　　債	―	―	―	―	―	―
外　国　証　券	―	―	―	―	―	―
そ　の　他　証　券	―	―	―	―	―	―
合　　計	―	―	―	―	―	―

業種別保有株式

該当事項はありません

貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません

担保別貸付金残高

該当事項はありません

使途別貸付金残高および構成比

該当事項はありません

業種別貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません

規模別貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません

有形固定資産明細表

（単位：百万円）

区　分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
土　地	―	―	―
営　業　用	―	―	―
賃　貸　用	―	―	―
建　物	―	―	―
営　業　用	11	10	10
賃　貸　用	―	―	―
建　設　仮　勘　定	―	―	―
営　業　用	―	―	―
賃　貸　用	―	―	―
リ　ー　ス　資　産	―	―	―
その他有形固定資産	16	13	10
合　計	27	23	20

(5) 特別勘定に関する指標

特別勘定資産残高

該当事項はありません

特別勘定資産

該当事項はありません

特別勘定の運用収支

該当事項はありません

4. 責任準備金残高の内訳

普通責任準備金･異常危険準備金･払戻積立金

（単位：百万円）

保険種目：信　用　保　険	令和5年度	令和6年度	令和7年度
普　通　責　任　準　備　金	363	360	354
異　常　危　険　準　備　金	235	269	302
払　　戻　　積　　立　　金	－	－	－
合　　計	599	629	657

危険準備金･契約者配当準備金

該当事項はありません

5. 期首時点普通支払備金（見積り額）の当期末状況

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
令和5年度	54	43	－	11
令和6年度	39	20	－	19
令和7年度	272	36	－	236

（注）1．国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2．当社は、信用保険のみを取扱っております。
3．当期見積り差額 ＝期首普通支払備金 －（前期以前発生事故に係る当期支払保険金 ＋ 前期以前発生事故に係る当期末普通支払備金）

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

該当事項はありません （当社は信用保険以外の取り扱いはありません。）

Ⅳ. 会社の運営に関する事項

1. リスク管理の体制

損害保険会社を取り巻くリスク環境は、自然災害や事故などのほか、経済・金融の自由化・グローバル化の進展、個人意識の高揚や IT 技術の高度化などによって多様化・拡大し、大きく変容しています。

当社の日本における営業は「取引信用保険」という単一の保険種目であること、また外国保険会社の支店営業という特徴はありますが、損害保険会社として留意すべきリスクは多岐に亘り多数存在しており、それぞれに適切な管理が求められています。

本社では、統合的リスク管理(ERM)を経営の根幹を支える最重要概念の一つとして認識しこれを徹底遂行するため堅固なリスク・ガバナンス体制を敷いています。日本支店はアトラディウス・グループの支店として、グループ全体の統合的リスク管理に準拠しつつ、支店独自のリスク管理を行っています。支店経営に伴うリスクを正確かつ厳密に把握の上、社内規程としての「統合的リスク管理規程」、「保険引受リスク管理規程」等を中心に対応を整備し、多様なリスクへの対処等において遺漏がないよう適切なリスク管理に努めています。

リスク管理の徹底を図ることにより、当社はお客様から一層の信頼を得て、より大きな安心を提供できる信用保険会社をめざしています。

2. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

(1) 基本方針

本社では、経営方針の重点項目として法令等の遵守を掲げています。「Atradius Compliance Charter （綱領）」において、コンプライアンスの枠組みと組織を定め、「Code of Conduct（行動規範）」に加えて、「Atradius Compliance Policies（方針）」において 11 に及ぶ法令遵守の「Policies」を定めて、アトラディウス・グループに共通のルールとして世界各地の経営者と従業員に、現地法令も含めその遵守を求めています。さらに、「顧客サービス綱領（Customer Service Charter）」では、顧客に透明性の高い最高のサービスを提供できるよう、各業務においてなすべきことを定めています。

日本支店においても、「コンプライアンス・マニュアル」における基本方針として、「法令等の遵守により社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する」ことを確認するなど、法令遵守の精神を「経営方針」にもうたっており、経営上の最重要項目として位置づけ実践に努めています。

(2) コンプライアンス推進態勢

日本における代表者のイニシャティブのもとに、本社の「Code of Conduct」、「Atradius Compliance Policies」をはじめ、支店における「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・ニュース」等を基にした論議や研修等によって、従業員全員参加型の法令遵守の徹底と推進を図っています。

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

該当事項はありません （当社は信用保険以外の取り扱いはありません。）

4. 内部監査体制

内部監査は、本社による内部監査を受けるほか、日本支店独自の「内部監査規程」に沿い内部監査を実施しています。この内部監査では、職務遂行上必要とされるあらゆる資料等を入手、また全従業員に面接・質問できる権限を有しており、その独立性を確保し、実効性の高い内部監査となるよう努めています。

5. コーポレート･ガバナンス体制

日本支店の運営に関わる重要事項は、日本支店における最高の意思決定機関であるマネジメント・ミーティングにおいて決定され、日常業務の運営に反映されます。マネジメント・ミーティングにおける徹底論議の過程を通じて、メンバー相互の牽制・監視・監督機能が働いています。

6. CSR（Corporate Social Responsibility－企業の社会的責任）

アトラディウスでは、グループ共通の取り組みとして CSR 活動に一層の努力を注ぐため、「国連グローバル・コンパクト（UN Global Compact）」に企業として参加し、そのうちの「環境」に関する原則（第７章～第９章）の推進に努めています。
日本支店においても、この「環境」原則についての方針に沿い、日常業務の場で行い得る取り組みを推進しています。

参考:

（環境に関する国連グローバル・コンパクトの３原則　　第７章～第９章）

原則７　企業は、環境上の課題に対する予防原則的なアプローチを支持すべきである。 原則８　企業は、環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである。 原則９　企業は、環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

7. 個人情報保護への取り組み

(1) 基本方針

「個人情報の保護に関する法律」、及びこれに基づく各ガイドライン等に沿い、個人情報の取得、利用、管理等において遺漏がないよう細心の注意を払うことを日本支店営業の最重点項目の一つとし、プライバシーポリシーの宣言をはじめ、社内規程として「個人情報保護及び安全管理規程」、「同細則」及び「顧客情報管理規程」など、各種の関連規程の整備のほか、研修等の開催によって意識や安全管理の徹底を図っています。

(2) 個人情報の取扱に関する宣言（プライバシー宣言　要旨）

当社は個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の適正な取扱を実践いたします。

【1】個人情報の取得

個人情報を取得する場合は、適法かつ公正な手段で行います。

【2】個人情報の利用目的

① 保険契約の引受および保険金の支払い
② 各種商品・サービスの案内・提供
③ 情報提供・サービスの充実
④ 与信の判断・与信後の管理
⑤ 再保険契約の締結および再保険金の請求
⑥ その他保険事業に関連・付随する業務

【3】個人情報の安全管理

個人データの漏えい・滅失・毀損の防止および不当なアクセス防止のために、安全管理措置を講じ、継続的改善に努めます。

【4】個人データの第三者への提供

法令等に定める場合を除き、ご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供いたしません。ただし、利用目的達成の範囲内で保険代理店、保険仲立人、調査会社、他の保険会社等に提供する場合があります。

【5】同一グループ会社間およびその他との共同利用

利用目的達成の範囲内で、個人データを同一グループ会社、当社の提携先企業、他の保険会社または日本損害保険協会等との間で共同利用する場合があります。

【6】保有個人データの開示・訂正・利用停止等に関するご請求、苦情・ご相談の窓口

＜お問い合わせ先＞　03-6733-8240　または　info.jp@ atradius.com
ご照会者がご本人であることを確認させていただいた上で、対応させていただきます。

8. 取引先の適正評価と取引時確認への取組み

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯収法）における「疑わしい取引」対策及び取引先の適正評価についてのアトラディウス・グループの取組みに沿い、日本支店で独自に定めた「日本支店経営の基本」において、「法令遵守態勢の取組方針」の一項目として、「取引先の適正評価及び取引時確認」への対策を行うことを規定し、このための社内規程を策定し、手続きを定めて「疑わしい取引」への対策に取り組んでいます。

9. 反社会的勢力の排除への対策

既述の「日本支店経営の基本」において、「法令遵守態勢の取組方針」の一項目として、反社会的勢力と一切の関係を有さず、これらの排除に寄与することをうたっています。具体的には、コンプライアンスの最重要事項として、2011 年に反社会的勢力との関係遮断等を目的とした「反社会的勢力対策規程」を設け、2013 年には普通保険約款に反社会的勢力排除のための条項を設定しました。また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに入会して反社会情報データの収集に努め、引き受け依頼に対応する手続きにおいても反社会的勢力関係企業の当否確認作業の厳格化を図るなど、その排除への寄与に努めています。

10. 利益相反管理に関する方針

お客様の利益が不当に害されることがないよう、お客様との間に利益相反を生じさせるおそれのある取引について適切な管理を行うことを、「利益相反管理方針および管理要領」で宣言し定めています。より具体的には、「利益相反規程」において、利益相反が発生する事態を回避することや、適切な体制整備を図るために必要な事項などを定めています。これらは、既述の「日本支店経営の基本」における、「顧客保護（利益相反）管理態勢の取組方針」に基づいています。

11. 紛争解決のための機関のご紹介

お客様とアトラディウス日本支店との間で紛争が生じ、問題を当事者の話し合いで解決できない場合、お客様は法律で定められた紛争解決機関である「一般社団法人保険オンブズマン」に解決の申し立てを行うことができます。当社はこの機関と紛争解決等業務に関する契約を締結しています。この機関はお客様と保険会社間のトラブルを、公正・中立、簡易、迅速に解決することを目的に設立された専門機関ですので、安心してご相談いただけます。法律の規定に基づき、受け付けた苦情について適正な解決に努めるとともに、当事者間でトラブルを解決できない場合には、消費者相談や法律の専門家などが紛争解決手続きを実施します。

「一般社団法人保険オンブズマン」の連絡先は以下のとおりです。
住所：東京都港区虎ノ門三丁目20番4号虎ノ門 鈴木ビル7Ｆ
電話番号：03-5425-7963
メールアドレス：kujo@hoken-ombs.or.jp
ホームページ：http://www.hoken-ombs.or.jp

Ⅴ. 財産の状況(直近2事業年度)

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	令和6年度末 (令和7年3月31日現在)	令和7年度末 (令和8年3月31日現在)	科目	令和6年度末 (令和7年3月31日現在)	令和7年度末 (令和8年3月31日現在)
(資産の部)			**(負債の部)**		
現金及び預貯金	**1,185**	**1,201**	**保険契約準備金**	**1,177**	**1,156**
現金	0	―	支払備金	548	499
預貯金	1,185	1,201	責任準備金	629	657
コールローン	―	―	**その他負債**	**146**	**161**
有価証券	**―**	**―**	再保険借	―	―
国債	―	―	外国再保険借	45	32
株式	―	―	未払法人税等	1	5
外国証券	―	―	預り金	2	3
貸付金	**―**	**―**	前受収益	12	20
保険約款貸付	―	―	未払金	26	21
一般貸付	―	―	仮受金	50	71
有形固定資産	**23**	**20**	リース負債	―	―
建物	10	10	未収収益	―	―
リース資産	―	―	資産除去債務	6	6
その他有形固定資産	13	10	その他の負債	―	―
その他資産	**362**	**350**	**退職給付引当金**	**18**	**19**
未収保険料	2	―	**価格変動準備金**	**―**	**―**
代理店貸	33	56	**繰延税金負債**	**―**	**―**
再保険貸	60	13	**本支店勘定**	**―**	**―**
外国再保険貸	15	20	**負債の部合計**	**1,342**	**1,337**
未収金	27	37	**(純資産の部)**		
未収収益	0	0	**持込資本金**	**10**	**10**
預託金	21	21	**供託金**	**200**	**200**
仮払金	―	―	**剰余金**	**1,535**	**1,616**
その他の資産	200	200	剰余金(本社送金予定額)	―	―
繰延税金資産	**198**	**222**	その他剰余金	―	―
貸倒引当金	**―**	**―**	当期未処分利益又は(△当期未処分損失)	1,535	1,616
本支店勘定	**1,319**	**1,369**	当期純利益又は(△当期純損失)	(207)	(280)
			その他有価証券評価差額金	―	―
			評価・換算差額等合計	**―**	**―**
			純資産の部合計	**1,745**	**1,826**
資産の部合計	**3,088**	**3,163**	**負債及び純資産の部合計**	**3,088**	**3,163**

注記事項

1. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。
2. 取引所の相場のある有価証券の評価は、決算日の市場価格に基づく時価法により行っております。
   なお、評価差額は全部資本直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は定額法により行っております。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計基準に準拠して行っております。
5. 価格変動準備金は有価証券等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
6. 消費税の会計処理は、税込方式によっております。
7. 有形固定資産の減価償却累計額は、令和5年度12百万円、令和6年度15百万円であります。
8. 支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりです。

[支払備金]

	令和6年度	令和7年度
出再控除前の支払備金	845 百万円	768 百万円
出再支払備金	296 百万円	269 百万円
計	548 百万円	499 百万円

[責任準備金]

	令和6年度	令和7年度
出再控除前の普通責任準備金	566 百万円	552 百万円
出再普通責任準備金	196 百万円	197 百万円
差引	360 百万円	354 百万円
その他の責任準備金(異常危険準備金)	268 百万円	302 百万円
計	**629** 百万円	**657** 百万円

(2) 損益計算書

（単位：百万円）

科目		令和6年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日	令和7年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日
経常損益の部	**経常収益**	**979**	**1,020**
	保険引受収益	**978**	**968**
	正味収入保険料	978	978
	支払備金戻入額	－	49
	責任準備金戻入額	－	－
	為替差益	0	－
	その他保険引受収益	－	－
	資産運用収益	**0**	**2**
	利息及び配当金収入	0	2
	有価証券償還益	－	－
	為替差益	－	－
	その他経常収益	－	－
	経常費用	**676**	**652**
	保険引受費用	**276**	**172**
	正味支払保険金	61	157
	損害調査費	21	22
	諸手数料及び集金費	0	△35
	支払備金繰入額	163	**－**
	責任準備金繰入額	29	27
	為替差損	－	1
	その他保険引受費用	0	0
	資産運用費用	**－**	**－**
	有価証券売却損	－	－
	有価証券償還損	－	－
	為替差損	－	－
	その他運用費用	－	－
	営業費及び一般管理費	**399**	**479**
	その他経常費用	**－**	**－**
	支払利息	－	－
	貸倒引当金繰入額	－	－
	貸倒損失	－	－
	その他経常費用	－	－
	経常利益（又は経常損失）	**303**	**367**
特別損益の部	**特別利益**	**－**	**－**
	固定資産処分益	－	－
	その他特別利益	－	－
	特別損失	**－**	**－**
	固定資産処分損	0	－
	価格変動準備金繰入額	－	－
	その他特別損失	－	－
税引前当期利益（又は税引前当期損失）		**303**	**367**
法人税及び法人住民税		102	111
法人税等調整額		△6	△24
法人税等合計		**95**	**87**
当期利益（又は当期損失）		**207**	**280**
前期繰越利益（又は前期繰越損失）		**1,328**	**1,535**
その他積立金取崩額		－	**－**
本社送金		－	**△200**
当期未処分利益（又は当期未処理損失）		**1,535**	**1,616**

注記事項は24ページに記載しております。

注記事項

損益計算書に関する注記

(注)1. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

	令和6年度	令和7年度
収入保険料	1,583 百万円	1,585 百万円
支払再保険料	605 百万円	617 百万円
差　引	978 百万円	968 百万円

3. 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

	令和6年度	令和7年度
支払保険金	96 百万円	242 百万円
回収再保険金	34 百万円	84 百万円
差　引	61 百万円	157 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

	令和6年度	令和7年度
支払諸手数料及び集金費	264 百万円	244 百万円
出再保険手数料	264 百万円	278 百万円
差　引	0 百万円	△35 百万円

5. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

	令和6年度	令和7年度
預貯金利息	0 百万円	2 百万円
有価証券利息	－ 百万円	－ 百万円
その他利息	0 百万円	0 百万円
計	0 百万円	2 百万円

(3) キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	令和6年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日	令和7年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（△は損失）	303	367
減価償却費	4	4
減損損失	―	―
支払備金の増加額（△は減少）	163	△49
責任準備金の増加額（△は減少）	29	27
貸倒引当金の増加額（△は減少）	―	―
退職給付引当金の増加額（△は減少）	1	1
価格変動準備金の増加額（△は減少）	―	―
金融商品取引責任準備金の増加額（△は減少）	―	―
保険業法第１１２条評価益	―	―
利息及び配当金収入	0	△1
有価証券関係損益（△は益）	―	―
支払利息	―	―
為替差損益（△は益）	―	―
有形固定資産関係損益（△は益）	―	―
商品有価証券の増加額（△は増加）	―	―
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は増加）	△137	△38
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額（△は減少）	7	11
その他	―	―
小計	**370**	**324**
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	―	―
その他	―	―
法人税等の支払額	△134	△108
営業活動によるキャッシュ・フロー	**236**	**217**
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	―	―
有価証券の取得による支出	―	―
有価証券の売却・償還による収入	―	―
貸付けによる支出	―	―
貸付金の回収による収入	―	―
その他	―	―
資産運用活動計	**―**	**―**
営業活動及び資産運用活動計	**236**	**217**
有形固定資産の取得による支出	0	△1
有形固定資産の売却による収入	**―**	**―**
その他	―	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	**0**	**△1**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
本店からの送金による収入	―	―
本店への送金による支出	―	△200
その他	―	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	**―**	**△200**
現金及び現金同等物に係る換算差額	**―**	**―**
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**235**	**15**
現金及び現金同等物期首残高	**949**	**1,185**
現金及び現金同等物期末残高	**1,185**	**1,201**

（注）現金及び現金等価物は現金及び普通預金の合計額です。

(4) 利益(損失)処理に関する書面

(単位:百万円)

区　分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当期未処理利益(損失)	221	207	280
当期純利益(純損失)	221	207	280
前期繰越利益(損失)	1,166	1,328	1,535
正味本社送金額	△60	ー	△200
次期繰越利益(損失)	1,328	1,535	1,616

(5) 株主資本等変動計算書

該当事項はありません

2. 保険業法に基づく債権

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当事項はありません

(2) 危険債権

該当事項はありません

(3) 三ヶ月以上の延滞債権

該当事項はありません

(4) 貸付条件緩和債権

該当事項はありません

(5) 正常債権

当社の債権は全て正常債権です

(6) (1)から(4)までに掲げるものの合計額

該当事項はありません

3. 元本補てん契約のある信託に係る債権の状況

該当事項はありません

4. 単体ソルベンシー・マージン比率

（保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況）

（単位：百万円、％）

区分（単体ベース）		令和6年度末（令和7年3月31日現在）	令和7年度末（令和8年3月31日現在）	増減
Tier1 適格資本の額（B）－（C）	(A)	－	2,191	－
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額	(B)	－	2,246	－
算入制限のないTier1資本調達手段の額		－	－	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		－	－	－
Tier1 適格資本に係る調整項目の額	(C)	－	55	－
Tier2 適格資本の額(E)－(F)－(G)	(D)	－	55	－
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	－	55	－
Tier2資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		－	55	－
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	－	－	－
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	－	－	－
適格資本の額(A)+(D)	①	**－**	**2,246**	**－**
生命保険リスクの額	(a)	－	－	－
損害保険リスクの額	(b)	－	－	－
巨大災害リスクの額	(c)	－	1,215	－
市場リスクの額	(d)	－	56	－
信用リスクの額	(e)	－	474	－
オペレーショナル・リスクの額	(f)	－	43	－
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	－		－
分散効果の額	(h)	－	317	－
所要資本の額（税効果考慮前）(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h)	(i)	－	1,472	－
所要資本の税効果の額	(j)	－	170	－
所要資本の額（税効果考慮後）(i)－(j)	②	**－**	**1,301**	**－**
ソルベンシー・マージン比率　①／②		**－**	**172.5%**	**－**

（注）「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。
単体ソルベンシーマージン比率は、令和7年度より計算方法が変更になっておりますので、令和6年度以前の数値は記載を致しません。

ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

（単位：百万円、％）

区分（単体ベース）	令和6年度末（令和7年3月31日現在）	令和7年度末（令和8年3月31日現在）	増減
適格資本の額(A)	－	2,246	－
所要資本の額(B)	－	1,301	－
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）	**－**	172.5%	**－**

ソルベンシー・マージン比率とは

ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力を持っているかを示す重要な指標です。

2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法での健全性評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。
そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が100％以上あれば、当該損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100％を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（％）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times １００$$

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産などが含まれます。
これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

単体ベースの比率、連結ベースの比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

連結ベースの比率とは、親会社＋子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。

保険会社が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認する必要があるため、連結ベースの比率が用いられます。

適格資本の額の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　　目	令和6年度末 （令和7年3月31日現在）	令和7年度末 （令和8年3月31日現在）
Tier1適格資本の額（(B)－(C)）（A）	－	**2,191**
Tier1適格資本に係る基礎項目の額（B）	－	2,246
算入制限のないTier1資本調達手段の額	－	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	－	2,246
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	－	1,918
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	－	－
資本剰余金（Tier2適格資本に算入されるものを除く）の額	－	－
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	－	－
その他の拠出金等の額	－	210
経済価値ベースの調整額	－	117
Tier1適格資本に係る調整項目の額（C）	－	55
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額		－
繰延税金資産の額	－	－
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額	－	－
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	－	－
自己のTier1資本調達手段への投資の額	－	－
不適格再保険資産の額	－	－
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	－	－
Tier2適格資本の額（(E)－(F)－(G)）（D）	－	**55**
Tier2適格資本に係る基礎項目の額（E）	－	55
Tier2資本調達手段の額	－	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	－	－
払込済みTier2資本調達手段の額	－	－
払込未済のTier2資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	－	－
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	－	－
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	－	－
Tier2バスケット（上限適用後）の額	－	55
Tier2適格資本に係る調整項目の額（F）	－	－
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	－	－
自己のTier2資本調達手段への投資の額	－	－
Tier2適格資本への上限適用による控除の額（G）	－	－
適格資本の額（(A)＋(D)）	－	**2,246**

所要資本の額の構成に関する事項

（単位：百万円）

所要資本の額の構成（単体ベース）		
項　　目	令和6年度末 （令和7年3月31日現在）	令和7年度末 （令和8年3月31日現在）
生命保険リスクの額（A）	**ー**	**ー**
損害保険リスクの額（B）	**ー**	**ー**
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	ー	ー
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	ー	ー
財物保険類似の商品に係るリスクの額	ー	ー
その他保険に係るリスクの額	ー	ー
巨大災害リスクの額（C）	**ー**	**1,215**
巨大自然災害リスクの額	ー	ー
日本における地震に係るリスクの額	ー	ー
日本における風水災に係るリスクの額	ー	ー
日本における雪災に係るリスクの額	ー	ー
外国における巨大自然災害リスクの額	ー	ー
その他の額	ー	ー
その他の巨大災害に係るリスクの額	ー	1,215
マネジメント・アクションの効果の額	ー	ー
市場リスクの額（D）	**ー**	**56**
金利リスクの額	ー	0
スプレッドリスクの額	ー	0
株式リスクの額	ー	ー
不動産リスクの額	ー	2
為替リスクの額	ー	ー
資産集中リスクの額	ー	56
マネジメント・アクションの効果の額	ー	ー
信用リスクの額（E）	**ー**	**474**
オペレーショナル・リスクの額（F）	**ー**	**43**
マネジメント・アクションの効果の上限超過額（G）	**ー**	**ー**
分散効果の額（H）	ー	**317**
所要資本の額（税効果考慮前）（(A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H)）（I）	ー	**1,472**
所要資本の税効果の額（J）	ー	**170**
所要資本の額（税効果考慮後）（I））－(J)	ー	**1,301**

（注） 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純合計とは一致しておりません。

経済価値ベースのバランスシートに関する事項（単体ベース）

（単位：百万円）

科　目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ+ロ+ハ）
資産の部				
総資産	**3,163**	**491**	**△358**	**3,297**
現金及び預貯金	1,201	1,369	―	2,570
コールローン	―	―	―	―
有価証券	―	―	―	―
国債	―	―	―	―
その他の証券	―	―	―	―
貸付金	―	―	―	―
有形固定資産	20	―	―	20
建物	10	―	―	10
リース資産	―	―	―	―
その他の有形固定資産	10	―	―	10
無形固定資産	―	―	―	―
繰延税金資産	222	―	△167	55
再評価に係る繰延税金資産	―	―		―
貸倒引当金	―	―	―	―
その他資産	1,719	△1,369	―	350
特別勘定等の資産	―	―	―	―
再保険回収額		491	△190	300
負債の部				
総負債	**1,337**	**189**	**△475**	**1,051**
保険負債(保険契約準備金)合計	**1,156**	**232**	**△475**	**913**
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				―
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	854	854		895
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				18
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	302	△302	―	―
非保険負債合計	**180**	**△43**	**―**	**137**
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)	―	―	―	―
その他の準備金	―	―	―	―
退職給付引当金	19	―	―	19
その他の引当金	―	―	―	―
価格変動準備金	―	―	―	―
繰延税金負債	―	―	―	―
再評価に係る繰延税金負債	―	―		―
未払法人税等	5	―	―	5
その他負債	156	△43	―	112
純資産の部				
純資産	**1,826**	**302**	**―**	**2,246**
基金等合計又は株主資本合計	1,826	302	―	2,128
基金又は資本金	210	―	―	210
基金償却積立金減少差益	―	―	―	―
資本剰余金	―	―	―	―
剰余金又は利益剰余金	1,616	―	―	1,616
規制上の準備金		302	―	302
(ー)自己株式	―	―	―	―
自己株式申込証拠金	―	―	―	―
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	―	―	―	―
その他有価証券評価差額金	―	―	―	―
繰延ヘッジ損益	―	―	―	―
退職給付に係る調整累計額	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
経済価値ベースの調整額				**117**

(1) 経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号および令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

(2)当事業年度の末日における貸借対照表の作成時点から、当事業年度の末日における経済価値ベースのバランスシートの作成時点までにおいて、継続企業の前提(会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は識別していないため記載を省略しております。

(3)経済価値ベースのバランスシートの作成方針

ア. 資産の評価方法

当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

Ⅰ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の期待値の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。

Ⅱ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を加算(または減算)しております。

イ. 負債の評価方法

当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

Ⅰ. 経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の期待値として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下、「MOCE」といいます)を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

i. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、事業費率、支払備金に関する前提は、直近の実績を反映しています。

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、事業費率に関する前提は、保険種類別に設定し、直近の実績を反映しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は保険種類別に設定し、直近の実績を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

支払備金(現在推計のうち既経過責任に係るもの)については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

iii. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、[商品分類]に基づき設定した保険契約ポートフォリオをトップバケット、ミドルバケット、一般バケットに分類して算出しています。主な保険契約ポートフォリオごとの適用バケットと主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
円	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

iv. MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

Ⅱ．負債の部に計上される金融商品等

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した

（4）経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

（5）経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

経済価値ベースの保険負債

①当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額913百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ⅰ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記(3).イ.負債の評価方法に記載のとおりです。

ⅱ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記(3)イ.負債の評価方法に記載のとおりです。

（6）特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

（7）重要な後発事象

当事業年度の末日後、当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象（当事業年度の末日における貸借対照表の作成において考慮した事象を除く。）は生じておりません。

保険負債の商品別差異調整に関する事項

（単位：百万円）

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額（MOCEの額を除く）
保険負債	**854**	**467**	**△480**	**△13**	**67**	**895**
生命保険契約等	―	―	―	―	―	―
損害保険契約等	854	467	△480	△13	67	895
未経過責任に係る保険負債	354	197	△506	△2	67	111
財物保険類似	―	―	―	―	―	―
自動車保険類似	―	―	―	―	―	―
賠償責任保険類似	―	―	―	―	―	―
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	354	197	△506	△2	67	111
その他保険	―	―	―	―	―	―
既経過責任に係る保険負債	499	269	26	△10	―	784
財物保険類似	―	―	―	―	―	―
自動車保険類似	―	―	―	―	―	―
賠償責任保険類似	―	―	―	―	―	―
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	499	269	26	△10	―	784
その他保険	―	―	―	―	―	―
再保険回収額	―	467	△186	△4	24	300
生命保険契約等	―	―	―	―	―	―
損害保険契約等	―	467	△186	△4	24	300
未経過責任に係る保険負債	―	197	△186	△4	24	35
財物保険類似	―	―	―	―	―	―
自動車保険類似	―	―	―	―	―	―
賠償責任保険類似	―	―	―	―	―	―
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	―	197	△186	△4	24	35
その他保険	―	―	―	―	―	―
既経過責任に係る保険負債	―	269	0	△3	―	265
財物保険類似	―	―	―	―	―	―
自動車保険類似	―	―	―	―	―	―
賠償責任保険類似	―	―	―	―	―	―
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	―	269	0	△3	―	265
その他保険	―	―	―	―	―	―

ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

（単位：百万円、％）

令和7年度末	感応度分析（単体ベース）							
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利50ベーシス・ポイント上昇	円金利50ベーシス・ポイント下降	米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇	米ドル金利50ベーシス・ポイント下降	円金利UFR50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	**172.5%**	**0.3%**	**-0.3%**	―	―	―	―	―
適格資本の額	2,246	2	△2	―	―	―	―	―
総資産	3,297	△2	2	―	―	―	―	―
保険負債の額(MOCEを除く)	895	△4	4	―	―	―	―	―
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	18	―	―	―	―	―	―	―
非保険負債の額	137	―	―	―	―	―	―	―
純資産の額	2,246	2	△2	―	―	―	―	―
所要資本の額	**1,301**	△0	0	―	―	―	―	―
生命保険リスクの額	―	―	―	―	―	―	―	―
損害保険リスクの額	―	―	―	―	―	―	―	―
巨大災害リスクの額	1,215	―	―	―	―	―	―	―
市場リスクの額	56	―	―	―	―	―	―	―
信用リスクの額	474	△0	0	―	―	―	―	―
オペレーショナルリスクの額	43	―	―	―	―	―	―	―

適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項

当年度が初年度となりますので、該当事項はありません。

ソルベンシー・マージン比率の計算（単体ベース）に用いられた前提及び手法に関する事項

1. 子会社株式に係る特例手法の適用

該当項目はありません。

2. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

a. 割引率

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、[商品分類]に基づき設定した保険契約ポートフォリオをトップバケット、ミドルバケット、一般バケットに分類して算出しています。主な保険契約ポートフォリオ
ごとの適用バケットと主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
円	一般バケット	1.8890%	2.4900%	3.0130%	3.5790%

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、事業費率に関する前提は、保険種類別に設定し、直近の実績を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに、将来トレンドも考慮して設定しています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

該当項目はありません。

3. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

a. マネジメント・アクション

所要資本の額の計算において、マネジメント・アクションは考慮しておりません。

b. リスク削減手法

所要資本の額の計算において、再保険契約によるリスク削減効果をリスク削減手法として反映しております。

c. 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当項目はありません。

d. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用はありません。

e. 内部モデル手法の適用

該当項目はありません。

f. 内部割引率手法の適用

該当項目はありません。

4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当項目はありません。

5. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

ソルベンシー・マージン比率(単体)の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に関して、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門(以下、「業務部門」)から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及びソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者(以下、「検証責任者」)を別法人であるWTWに所属する保険計理人を選任しております。
検証責任者の選任に当たっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性を有していることと、業務部門からの独立性等を勘案して決定しております。
日本における代表者は、検証責任者による検証結果について、報告を受けマネージメントメンバーの承認を得ております。

5. 時価情報等

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当事項はありません

② 満期保有目的の有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません

③ 子会社および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません

④ その他の有価証券で時価のあるもの

区　分	令和6年度末（令和7年3月31日現在）			令和7年度末（令和8年3月31日現在）		
	取得価格	時　価	評価損益	取得価格	時　価	評価損益
公　社　債	―	―	―	―	―	―
株　　式	―	―	―	―	―	―
外　国　証　券	―	―	―	―	―	―
その他の証券	―	―	―	―	―	―
合　　計	―	―	―	―	―	―

(2) 金銭の信託

該当事項はありません

(3) デリバティブ取引　（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）

該当事項はありません

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません

(5) 先物外国為替取引

該当事項はありません

(6) 有価証券デリバティブ取引[(7)に掲げるものを除く]

該当事項はありません

(7) 金融証券取引法に規定する有価証券先物取引、有価証券先渡取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません

6. 本社の情報（追加参考情報）

2025年（令和7年1月1日～令和7年12月31日）におけるアトラディウス・グループ(アトラディウス・エヌ・ヴィ)の連結財務諸表（連結貸借対照表及び連結損益計算書）をご参考までに掲載致します。

連結貸借対照表 【Consolidated Balance Sheet】

2025年12月31日現在

資産の部	Assets	外貨 単位: EUR '000	円貨 単位: 百万円
現金および現金同等物	**Cash and Cash Equivalents**	**597,669**	**110,168**
未 収 債 権	**Receivables**	**18,833**	**3,471**
そ の 他 資 産	**Other assets**	**201,160**	**37,080**
前払税金資産	**Current Income Tax Assets**	**154,409**	**28,462**
繰延税金資産	**Deferred Income Tax Assets**	**17,775**	**3,276**
保険契約資産	**Insurance Contract Assets**	**764,398**	**140,901**
保険契約資産(元受)	Insurance Contract Assets (Direct)	*132,644*	*24,450*
保険契約資産(受再)	Insurance Contract Assets (Reinsurance Inward)	*619,406*	*114,175*
繰 延 営 業 費	Deferred Acquisition Costs	*12,348*	*2,276*
関連会社投資	**Investments in Associates**	**95,519**	**17,607**
投 資 資 産	**Financial Investments**	**3,555,923**	**655,463**
株　　式	Shares and other Variable Yield Securities	*500,896*	*92,330*
債　　券	Bond and other Fixed Income Securities	*2,705,297*	*498,667*
その他投資資産	Loan and Other Investments	*349,730*	*64,466*
土 地・建 物	**Investment Property**	**24,599**	**4,534**
有形固定資産	**Property, Plant and Equipment**	**140,135**	**25,831**
無形固定資産	**Intangible Assets**	**185,507**	**34,195**
資産の部 合計	**Total Assets**	**5,755,927**	**1,060,988**

負債及び純資産の部	Equity and Liabilities	外貨 単位: EUR '000	円貨 単位: 百万円
資本金及び準備金	**Capital and Reserves**		
資　本　金	Subscribed Capital	79,122	14,585
資 本 剰 余 金	Share Premium Reserves	639,228	117,829
法定準備金	Legal Reserve	448,501	82,672
利 益 準 備 金	Retained Earnings	1,545,590	284,899
少数株主持分	Minority Interest	0	0
純資産の部 合計	**Total Equity**	**2,712,441**	**499,984**
未　払　債　務	**Payables**	**69,104**	**12,738**
その他債務および未払金	**Other Liabilities**	**354,863**	**65,412**
未払税金負債	**Current Income Tax Liabilities**	**103,492**	**19,077**
繰延税金負債	**Deferred Income Tax Liabilities**	**248,709**	**45,845**
保険契約負債	**Insurance Contract Liabilities**	**1,938,092**	**357,248**
保険契約負債(元受)	Insurance Contract Liabilities (Direct)	*1,938,041*	*357,239*
保険契約負債(受再)	Insurance Contract Liabilities (Reinsurance Inward)	*51*	*9*
引当金	**Provisions**	**1,335**	**246**
劣 後 ロ ー ン	**Subordinated Loans**	**297,632**	**54,863**
厚 生 準 備 金	**Employee benefit Liabilities**	**30,259**	**5,578**
負債の部 合計	**Total Equity**	**3,043,486**	**561,008**
負債及び資本の部 合計	**Total Equity and Liabilities**	**5,755,927**	**1,060,992**

（注）円貨金額は令和7年12月末日の為替相場中値レート(1ユーロ＝184.33円)で換算し、単位未満は切捨て表示しております。

連結損益計算書 【Consolidated Profit and Loss Statement】

自　2025年1月1日　至　2025年12月31日

			外 貨 単位: EUR '000	円 貨 単位: 百万円
(1) 保険収益		Insurance Revenue	2,277,873	419,880
(2) サービスおよびその他収益		Insurance Service Expense	-1,607,379	-296,288
(3) CSM投資損益		Investment Result for Customer Service Margin	-30,221	-5,571
(4) 再保険関連費用		Net Expense Reinsurance Contract	-256,930	-47,360
(5) 保険引受利益	(5)＝(1)から(4)	**Insurance Service Result**	**383,343**	**70,662**
(6) サービスおよびその他収益 （信用情報）		Other Income from ancillary Insurance Activates	**260,232**	**47,969**
(7) 投資利益（損益）		Net Gains / (Losses) on FVTPL	6,685	1,232
(8) 投資利益（包括利益）		Net Gains / (Losses) on debt Securities measured at FVOCI	84,660	15,605
(9) その他投資利益（包括利益）		Other Investment Income	11,384	2,098
(10) 投資利益	(10)＝(7)から(9)	**Net Investment Income**	**102,729**	**18,936**
(11) 関連会社収益		Share of Income from Associated Companies	**13,125**	**2,419**
(12) 保険事業損益	(12)＝(5)+(6)+(10)+(11)	Net Insurance Result	**759,429**	**139,986**
(13) その他損益		Other Finical Costs	-2,392	-441
(14) 一般管理費		Other Operating Expenses	-222,175	-40,954
(15) 税引前当期利益	(11)＝(7)から(10)	**Profit before Tax**	**534,862**	**98,591**
(16) 法人税等		Income Tax Expenses	-133,848	-24,672
(17) **継続事業による当期純利益**	(17)＝(15)＋(16)	**Result for the year from continuing operations**	401,014	73,919
(18) 売却目的事業関連損益		Income Tax Expenses	-	-
(19) 当期純利益	(19)＝(17)＋(18)	**Result for the year**	**401,014**	**73,919**

（注）円貨金額は令和7年12月末日の為替相場中値レート(1ユーロ＝184.33円)で換算し、単位未満は切捨て表示しております。

FVTPL = Fair Value through Profit and Loss

FVOCI = Financial assets at fair value through other comprehensive income